

国名	貿易手続行政キャパシティ向上プロジェクト
インドネシア	

I 案件概要

事業の背景	インドネシア経済は、1997 年のアジア金融・経済危機以降、着実な成長を続けてきた。しかし、経済成長率は、雇用機会の創出と貧困削減に必須とされた 7%に到達できなかった。また、海外直接投資もアジア通貨危機以前の水準である 29%に回復しておらず、成長率低迷の主な要因とされた。したがって、さらなる経済成長と貿易の競争力強化を通じグローバル化の十分な恩恵を得るためには、貿易関連の規制や法制度、ビジネス環境の改善に向けた手続きなどの行政改革に取り組むことが不可欠であるとされた。同改革は、ビジネス界や関連機関職員に対する貿易手続きにおける透明性の促進により、同国内の貿易財の流れと手続きを円滑にすることであった。		
事業の目的	本事業は、貿易関連諸制度、手続きの改革、貿易促進のための官民対話を通じて、貿易関連行政の改善を図り、もってインドネシアの貿易円滑化に貢献することを目指した。		
	1. 上位目標：インドネシア国において、貿易が円滑化する。 2. プロジェクト目標：インドネシア国において、貿易手続きに係る行政が効率化する。		
実施内容	1. 事業サイト：インドネシア全土 2. 主な活動：1) 貿易関連法規の整備及びモニタリング体制整備に向けた提言策定、2) データベースとその保守体制の見直し、3) 貿易関連手続きの改善、4) 貿易振興のための法制度の整備、5) インドネシア政府と民間の貿易関連セクターの対話促進。 3. 投入実績		
	日本側 (1) 専門家派遣 8 人 (2) 研修員受入 20 人 (3) 第三国研修 10 人（ベルギー、オランダ [欧州委員会、世界税関機構、ロッテルダム港]） (4) 機材供与 PC、カラープリンター、コピー機等 (5) 現地経費 現地職員人件費、研修費用及び管理業務費	相手国側 (1) カウンターパート配置 8 人 (2) 用地・施設 執務室、作業部屋 (3) 現地業務費 管理費、運営費	
事業期間	（事前評価時）2009 年 7 月～2012 年 7 月 （実績）2010 年 3 月～2013 年 6 月	事業費	（事前評価時）337 百万円、（実績）338 百万円
相手国実施機関	経済担当調整大臣府（CMEA）		
日本側協力機関	財務省関税局 株式会社国際開発アソシエイツ		

II 評価結果

【評価の制約】

新型コロナウイルス（COVID-19）感染流行に対する移動制限や封鎖措置により、対象サイトでのデータ収集や実査が計画どおりに実施することはできなかったため、実際に事後評価時に地方で収集したデータは質、量ともに想定よりも限られたものとなった。ただし、これに対処するために、1) COVID-19 流行以前に収集していた既存のモニタリングデータに依拠する、2) 行政関連データの机上調査の範囲を拡大する、3) 利用可能な場合は遠隔でのデータ収集及び、分析方法にて実施する等の次善策をとった。

【留意点】

プロジェクトデザインにおける設定指標の問題

- プロジェクト目標は手続きに必要な提出書類の数と手続き完了に要する時間によって達成を測ることが設定されていた。しかし、終了時評価時、同指標では達成度を測定しておらず、提言に対する着実な取り組みと共に目標は次第に達成されると想定されていた。したがって、当時は達成に向けた明確な方向性を示し得る代替指標は提案されていなかった。貿易行政の構造と課題が孕む本質的な複雑さと、既存の手続きの改善とが両立しつつ効率化を達成するといった目的に照らすと、もとより同指標は不可欠な対象範囲を十分網羅したものとは言えなかった。したがって、事業実施後の継続状況に関しては、事業において貿易関連法規の合理化に関して列記された各作業の達成レベルと、事業のアウトプット 1 に示されたモニタリング体制等を通じて検証された。
- 上位目標は輸出入業者の満足度によって測定すると設定されていた。しかし実際は、比較基準となる構造的な満足度調査は 2020 年まで行われておらず、事後評価時において事業の事前事後の状況に関する統計的に有意な比較検証を行うことはできなかった。

1 妥当性

【事前評価時のインドネシア政府の開発政策との整合性】

本事業はインドネシア政府の開発政策に合致していた。インドネシアの「国家中期開発計画」（2004年～2009年）において「経済社会の繁栄と人々の福祉の実現」が3本の柱の1つとして掲げられていた。経済向上は目標達成のための重要な政策テーマの1つとして位置付けられ、インドネシア政府は2006年2月に「投資環境改善のための政策パッケージ」、2007年6月に「経済政策パッケージ」を相次いで発表した。また、税関サービスにおける申告手続きの簡素化と調査実施が決定された。

【事前評価時のインドネシアにおける開発ニーズとの整合性】

本事業はインドネシアにおける開発ニーズに合致していた。合計692件の貿易関連の各種規定、法令、大統領令等がウェブサイトに掲載されたが、貿易促進に資する手続きの効率化の観点からの大局的な評価とその骨組みが欠けていた。シングルウィンドウシステム構築支援にあたり、輸入申告における所要時間に関する調査を実施した結果、貿易ルールブックのデータベース上の更新は停滞しており、タイやマレーシアなどの近隣諸国に比べ、輸入手続きに時間がかかっており、貿易行政において改善する余地があることが明らかとなった。

【事前評価時における日本の援助方針との整合性】

本事業は日本の援助方針と合致していた。「対インドネシア国別援助計画」（2004年）では、民間主導のダイナミックな経済成長を重点分野として位置付けていた。具体的には、投資環境の改善を目指し、税関等の経済活動関連の規制及び制度改革整備支援であった。

【評価判断】

以上より、本事業の妥当性は高い。

2 有効性・インパクト

【プロジェクト目標の事業完了時における達成状況】

事業完了時までにプロジェクト目標は一部達成された。以前の手続きにおいては、貿易に関わる混乱を避けるための十分な説明がなく、貿易関連の適切な処理の妨げとなっていたが、本事業では、不明瞭かつ冗長な手続きに関わる諸課題を特定することが出来た。また、貿易手続きの透明性確保に向けた「輸出入ライセンス手続きガイド」を取りまとめた（指標1）。上記の課題把握の結果、既存のライセンス許可申請手続きプロセスにおいて、貿易業者にとって不必要な時間と費用負担がかかっていることが示唆された。ただし、手続き完了までの所要時間の状況に関し、本事業の実施を通じて実質的に短縮されたか否かは、事業実施前のデータ比較での検証は困難だった（指標2）。

【事業効果の事後評価時における継続状況】

事業完了以降、本事業の効果は継続している。ウェブサイトの最終更新は2015年であったが、インドネシアナショナルシングルウィンドウ（INSW）は、インドネシア国家貿易レポジトリ（INTR）¹と呼ばれる類似の貿易データベースシステム開発を付託されている。本事業を通じた貿易行政の透明性向上の試みに基づき、終了時評価時に挙げられた輸入管理に関する推奨10項目は既に着手しているか、着手予定となっている。同様に、輸出管理に関する推奨4項目のうち、3項目は既に着手している。上述の合理化プロセスを経た結果、手続き完了の所要時間は2017年以降、以前の7日間から5日間に短縮された旨報告された。

【上位目標の事後評価時における達成状況】

事後評価時において、上位目標は一部達成されていた。留意点で記載したとおり、本事業の成果との関連性を示す参照データはなかった。ただし、2020年に実施されたINSWに対する満足度調査によると、全体のスコアは5点満点中、4.1を獲得した（指標1）。

【事後評価時に確認されたその他のインパクト】

事後評価時に、本事業によるその他の特筆すべき点や派生した問題などは確認されなかった。

【評価判断】

よって、本事業の有効性・インパクトは中程度である。

プロジェクト目標及び上位目標の達成度

目標	指標	実績	出所
プロジェクト目標 インドネシア国において、貿易手続きに係る行政が効率化する。	（指標 1） 貿易関連手続きに係る輸出入業者による提出書類・情報の数・量が減少する。	達成状況：一部達成（継続） （事業完了時） 本事業は貿易関連手続き上、混乱を起こす可能性があるとして、定義が不明瞭で冗長である 16 件の規定と 9 件の要件を特定した。また、「輸出入ライセンス手続きガイド」及び、「貿易ルールブック」を編集し、一般向けのウェブサイトに掲載した。提出書類の減少は確認が困難だったものの、手続きの簡素化（透明性）に貢献したことから、一部達成とする。 （事後評価時） ウェブ上の「貿易ルールブック」データベースは 2015 年の最終更新後、2021 年 6 月以降使用中止となった。同ウェブ更新の停止は CMEA にリソースの制約があったためであった。一方で、INSW は、より包括的なデータセットを含む、INTR と呼ばれるウェブ上にて閲覧可能な貿易関連データベースシステムを開発している。当該データベースに関連法規・法令を一元的に格納するだけでなく、以下の関連データ・情報も併せて提供する。 ・ 為替レート ・ 輸出入のシミュレーション ・ インドネシアの国内法規 ・ ASEAN 諸国の貿易に関するレポジトリ ・ 港、空港、銀行及び利用者に関する参考資料	終了時評価報告書 雇用創出法 第 11 号（2020 年） INSW に関する大統領令第 44 号（2018 年） 貿易検査または技術的追跡に関する商業省規定第 16 号（2021 年） リスクを踏まえた

¹ 2009 年の ASEAN 経済大臣会合にて発表された ASEAN 貿易リポジトリ（ATR）イニシアチブは、同地域の関税及び非関税措置に関する正確かつ最新情報等を提供するなど、一括参照が可能とされ、インドネシア政府の公約に沿ったものであった。これに先立つ 2008 年、インドネシア政府内の技術チームが INSW を” eService INSW” とする単一システムとし、貿易レポジトリの開発に独自に取り組んでいた。その後、当該オンラインシステムの名称をインドネシア国家貿易レポジトリ（INTR）」に変更した。

出所 <https://insw.go.id/intr>

		透明性向上に向けて推奨された施策の実施状況 <輸入管理>推奨 10 項目は既に着手しているか、着手予定となっている。特筆すべき点は以下のとおり。 - INSW を所轄する国家シングルウィンドウ庁（LNSW）は大統領令第 44 号（2018 年）により財務省の外郭組織として設立された。INSW は利用者管理のため、データ一括の申請を受理し、それらのデータ審査、処理及び意思決定のための専用システムとなった。 - SPS（衛生および植物検疫）および TBT²（貿易の技術的障害）措置は、「貿易部門の実施」に関する政府規定第 3 条第 29 号（2021 年）に準拠して講じられている。 - 輸入品に対する検査改善により、2021 年の「貿易検査または技術的追跡」に関する商業省規定第 16 号による向上が確認された。 - INSW を介した一括申請システムによる輸入/輸入許可申請処理が想定されている。行政文書のデータ共有と簡素化が進行中。 <輸出管理>推奨 4 項目のうち、3 項目については既に着手している。特筆すべき点は以下のとおり。 - 国内の供給可能性を確保するために、輸出数量規制等の適用はあるものの、インドネシア政府は自国の貿易政策において、概ね WTO 協定を順守している。 <輸出管理>にて述べたように、INSW は貿易行政の「一元的管理組織」として設置された。さらに、行政管理の一元化及び簡素化のための「雇用創出オムニバス法」の施行と商品バランス³の観点等から INSW の当該機能は一層強化された。	事業ライセンスの実施に関する政府規定第 5 号（2021 年） 貿易セクターに関する政府規定第 29 号（2021 年） CMEA に対する面談調査								
	（指標 2） 貿易手続きに要する時間が減少する。	達成状況：一部達成（継続） （事業完了時） 事業実施前に手続き処理完了に必要な時間に関する定量的データが参照されていなかったため、事業完了までに所要時間が然るべく短縮されたかは明白ではなかったが、事業完了時と事後評価時のデータを比較では、下記に示したように手続き所要時間が短縮しているため、一部達成とする。 （事後評価時） 貿易手続き処理の所要時間は、2016 年まで 7 日間を要すると報告されたが、2017 年には 5 日間に短縮された。この時間短縮の背景には、2015 年の商業省規定第 50 号の NPIK⁴（特別輸入者識別番号）に関わる規定部分の削除によると考えられる。また、輸入許可手続きは、政府規定第 5 号（2021 年）の規定に従って、簡素化されたと推測される。	終了時評価報告書 政府規定第 29 号（2021 年） CMEA に対する面談調査								
上位目標 インドネシア国において、貿易が円滑化する。	（指標 1） 輸出入業者の満足レベル。	（事後評価時）一部達成 INSW は提供するサービスおよびウェブサイトに関する年次満足度調査を実施していた。同調査は 2020 年より実施開始され、事後評価時は 2021 年の調査が進行中であった。以下で示す 2020 年の調査によると、INSW に対するスコアは 4.10 点（5 点満点）であった。INTR の機能に関しては、4.13 点（「非常に良い/満足」として分類）を獲得した。 <table><tr><th colspan="2">2020 年満足度調査の概要</th></tr><tr><td>目的</td><td>INSW が提供する 3 種類のサービス（許諾追跡、手続き書類追跡、INTR）の成果に関する使用者の満足度と要望の評価をするため</td></tr><tr><td>データ収集方法</td><td> - 対象は国内 3 州（ジャカルタ、スラバヤ、メダン）から選定し、2019 年 7 月～2020 年 7 月の期間に実施した面談調査 - 使用者リストに基づく INSW による非確率かつ有意抽出法 </td></tr><tr><td>回答者の属性、数/割合</td><td>中央政府 4 省庁（3.2%） 国内民間企業 51 社（40.8%）</td></tr></table>	2020 年満足度調査の概要		目的	INSW が提供する 3 種類のサービス（許諾追跡、手続き書類追跡、INTR）の成果に関する使用者の満足度と要望の評価をするため	データ収集方法	- 対象は国内 3 州（ジャカルタ、スラバヤ、メダン）から選定し、2019 年 7 月～2020 年 7 月の期間に実施した面談調査 - 使用者リストに基づく INSW による非確率かつ有意抽出法	回答者の属性、数/割合	中央政府 4 省庁（3.2%） 国内民間企業 51 社（40.8%）	“Survey Kepuasan Pengguna Layanan Kementerian Keuangan RI: Lembaga National Single Window” 財務省の INSW に関する使用者満足度調査（2020 年）
2020 年満足度調査の概要											
目的	INSW が提供する 3 種類のサービス（許諾追跡、手続き書類追跡、INTR）の成果に関する使用者の満足度と要望の評価をするため										
データ収集方法	- 対象は国内 3 州（ジャカルタ、スラバヤ、メダン）から選定し、2019 年 7 月～2020 年 7 月の期間に実施した面談調査 - 使用者リストに基づく INSW による非確率かつ有意抽出法										
回答者の属性、数/割合	中央政府 4 省庁（3.2%） 国内民間企業 51 社（40.8%）										

² 1995年1月1日発効のWTOの貿易の技術的障壁に関する協定（TBT協定）は、WTO設立に関する協定付属書1Aに基づく協定である。同協定は、貿易に関する技術規制、基準、適合性等に係る手続きは非差別的、かつ不必要な障壁を設けない旨の確認を目的としている。
出所：https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/tbttrade_e.pdf

³ 輸出入許可の発行に際し、現下の各分野の省庁による推薦状の代替となるものとして商業省より言及があった。事後評価時、この情報は、一般消費と産業ニーズに沿った商品の需給状況としてINSWポータルを通じて一般公開される予定であった。これにより、貿易管理規制の簡素化、透明性、一貫性の向上が期待されている。

⁴ NPIKは、結晶糖、粗精糖、電子機器、産業用米、繊維などの特定の取引商品を監理識別するために使用された。NPIKに該当しない場合、貿易行政管理は商業省の承認を通じて行われる。

		(回答総数 125 件)	海外民間企業 69 社 (55.2%) 国営企業 1 社 (0.8%)	
3 効率性				
事業費も計画どおり（計画比100%）、事業期間も計画内（計画比97%）であった。なお、アウトプットは計画どおり産出された。したがって、効率性は高い。				
4 持続性				
【政策面】 インドネシア政府は、貿易行政の効率化に向けたINSWの機能改善、拡張の開発に取り組んでいる。また、輸出入許可に対する一括電子申請の実現が想定されている。つまり、申請を希望する業者は個々の都合に合わせて同ポータルにアクセスするだけで申請が可能となる。冗長、煩雑さを排除し、貿易関連手続きを可能な限り合理化することが期待されている。この文脈において、2020年成立の「雇用創出に関するオムニバス法」にて示された、包括的な規制改革への政府公約の中の民間セクターに資する「ビジネスのしやすさ」は特筆すべきといえる。また、貿易行政に関して、貿易関連諸事項の実施に関する政府規定第29号（2021年）が發布されたが、施行にあたって、商業省は省令第19号および第20号を發布した。同省令は国際貿易政策及び上記の法的要件を満たすための細則である。 【制度・体制面】 事後評価時までの2015年、2020年の段階で、CMEAは大幅な組織改革を経た後、2018年にLNSWは財務省傘下の外郭組織として新設された。ただし、これは貿易部門に対するCMEAの役割自体には実質的影響を及ぼしてはいない。まだCMEAの職責は、貿易に網羅的にかかわる各経済政策、関係省庁間の調整及び監視において維持されている。INSWの執行権限は財務省に譲渡されたものの、CMEAはINSWを監督する幹部会メンバーとしての役割を引き続き担っている。 【技術面】 調査結果によると、貿易促進に関するワークショップや研修が毎年実施されていた。2019年、CMEAと商業省は関係職員向けに「インドネシア政府関係者のためのWTO法と紛争解決に関する研修プログラム」、「通関後の製品市場監視体制」という題目のワークショップを共催した。しかし、一方で、本事業で提供された資料や文書化されているガイドラインは、事業完了後、事務所移転中に同ハードコピーが紛失してしまったため、その後はCMEAによって十分に活用されていなかった。したがって、本事業によって提示された推奨項目とその含意を完全には認識していなかった。 【財務面】 調査結果によると、2015年以降、CMEAが実施する貿易問題における省庁間の調整と貿易促進のための政策提言策定のために配当された予算は、順に50億ルピア（2015年）、25億ルピア（2016年）、35億ルピア（2017年）、25億ルピア（2018年）、23.5億ルピア（2019年）、8億1800万ルピア（2020年）となっている。貿易円滑化のための予算は、2020年まで外部の財政的支援は受けておらず、自国政府予算から完全に支出されている。2020年度予算は、重点的な新型コロナウイルス感染症に対する緊急措置のために大幅に削減されたが、予算配分は20億ルピアに改善すると予想されている。 【評価判断】 以上より、技術面に一部問題があり、本事業によって発現した効果の持続性は中程度である。				
5 総合評価				
本事業は、プロジェクト目標及び上位目標を一部達成した。本事業を通じた能力向上は貿易手続きの合理化を促進したと考えられる。持続性については、民間企業の経済状況の変動に対応するため、改善の余地があるものの、実施機関は貿易行政の合理化は国家の優先事項として積極的に取り組んでいる。 以上より、総合的に判断すると、本事業の評価は高い。				

III 提言・教訓

実施機関への提言：

本事業の持続性と、貿易行政の改善と貿易促進のためのシステム開発計画と新規制が目指すインパクトの強化のため、CMEA及び商業省等の関係機関は、特に INSW ポータルから得られるフィードバックの十分な理解のため、関連民間セクターとの定期的な官民対話の場を設けることを推奨する。これによって、利便性と効率性をより高める方法について明白な方向性を得ることができると考える。

JICA への教訓：

調査結果によると、カウンターパートは一連の推奨項目と登録貿易業者のためのガイドラインが記載された本事業の重要な成果物を活用していなかったことが明らかとなった。これは主に、未経験の後任が担当するにはその内容が難しかったためである。また、事業完了後、関係諸機関にとって必要な場合にも、アーカイブとして閲覧することが困難であった。複数の省庁間に利害がまたがり、その調整が将来的にも不可欠であるため、JICA は資料の要点を簡潔に編集し、一覧して参照しやすいように目録を作るなどの指示をする必要があった。これにより、要点を周知徹底することが容易になるためである。また、インドネシア側として、環境の変化に応じて、各自が現実的に活用できるように、事業実施時において資料の重点項目について関係者全員で議論するように提案するべきであった。



LNSWにて
食料及び保健セクターに関するデータベースによる輸出入管理向上
を審議する貿易促進担当審議官とCMEAチーム
出所: INSW 公式ホームページ
(<https://insw.go.id/foto/detail-foto>)



2021 年 10 月 8 日の輸出政策に関する広報活動 (輸出入禁止対象産品
に関する 2021 年発効の商業省規定 No18 に基づく)

出所: 商業省外国貿易局公式ホームページ
(http://ditjendaglu.kemendag.go.id/index.php/home/detail_news/495)